家屋の異動・所有者の住所の変更にかかる連絡票

「家屋の取壊し等による異動」、「所有者の住所の変更」があった場合には、必要事項を記入のうえ報告してください。

なお、該当がない場合には報告は不要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 納税義務者整理番号 |  |
|  |  |
|  |
| 電話番号 |  |

**【家屋の異動がありました】**

➀　新築　　②　増築　　③　改築　　④一部もしくは全体の取り壊し

　異動があった家屋の所在地番と種類について、課税明細書を参考にしてご記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　在 | 宮古市 | 種　類 |  |

**【住所の変更がありました】**

|  |  |
| --- | --- |
| 新住所 |  |
| 旧住所 |  |

　お　願　い

　　家屋を取り壊したり、新築、増改築をしますと、翌年度から家屋の固定資産税が変わります。

　　また、住宅等の敷地（土地）には、軽減措置が適用されますので、住宅等の取り壊しや、新築、増築、または、店舗から住宅に改築するなどによって、土地の固定資産税が変わる場合があります。

家屋の異動がありましたら、お手数ですが必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

なお、不明な点がございましたら、お問い合わせください。

提出先、お問合せ先　宮古市総務部税務課資産税係

住　所　〒０２７－８５０１　岩手県宮古市宮町一丁目１番３０号

電　話　０１９３－６８－９０７３、ＦＡＸ　０１９３－６３－９１１１

Ｅメール　[zeimu@city.miyako.iwate.jp](mailto:zeimu@city.miyako.iwate.jp)